

地方公共団体金融機構

第 3 8 回 経営審議委員会

令和 4 年 6 月 1 6 日 (木) 1 5 時 0 0 分
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 令和 3 年度決算

(2) その他報告事項

3 閉会

地方公共団体金融機構 第38回経営審議委員会 配付資料

議案 令和3年度決算

事業報告書

財務諸表

決算報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和3年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

資料1 令和3年度地方公共団体金融機構事業の概況

資料2 令和3年度地方公共団体金融機構決算の概要

資料3 令和3年度内部統制報告書

その他報告事項

報告1 第37回経営審議委員会意見書（R4.3）に係る対応

報告2 令和3年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告3 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（令和4年度）

報告4 eラーニングについて

報告5 財政分析チャート「New Octagon」について

報告6 役員報酬の改定について

令和3年度決算

事業報告書

財務諸表

決算報告書

地方公共団体金融機構

令和 3 年 度

地方公共団体金融機構
事業報告書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

I 地方公共団体金融機構の概要

1. 設立年月日	1
2. 根拠法	1
3. 目的	1
4. 所在地	1
5. 役員	1
6. 職員数	1
7. 資本金	1

II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議	2
2. 経営審議委員会	2

III 令和3年度の業務の概要

1. 貸付業務	4
2. 地方支援業務	8
3. 資金調達業務	9
4. 公営競技納付金の概況	15
5. 新型コロナウイルス感染症への対応	15

(参考) 組織図及び事務分掌	16
----------------------	----

I 地方公共団体金融機構の概要（令和４年３月現在）

１．設立年月日

平成 20 年 8 月 1 日（平成 21 年 6 月 1 日改組）

２．根拠法

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）

３．目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

４．所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号 市政会館

５．役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名
（うち監事 1 名は非常勤）

６．職員数

90 人

７．資本金

166 億 210 万円（全都道府県、市区町村等による出資）

Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

なお、代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和3年度においては、合計5回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共 団体の代 表者	河野 俊嗣	宮崎県知事	議長
	牛越 徹	長野県大町市長	
	荒木 泰臣	熊本県嘉島町長	
外部の学 識経験者	小幡 純子	上智大学教授	
	神野 直彦	東京大学名誉教授	
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長	

(令和4年3月31日現在)

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

なお、経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和３年度においては、合計２回の経営審議委員会が開催されている。(第２表参照)

氏名	役職	備考
三谷 隆博	短資協会会長	委員長
鈴木 豊	学校法人青山学院常任監事 青山学院大学名誉教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
米田 保晴	信州大学名誉教授	
玉沖 仁美	㈱紡代表取締役	
上崎 正則	㈱時事通信社取締役	

(令和４年３月３１日現在)

第１表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第 63 回	令和 3 年 6 月 18 日	・ 令和 2 年度決算 ・ 会計監査人の選任
第 64 回	令和 3 年 6 月 29 日	・ 役員の任命の同意
第 65 回	令和 3 年 8 月 1 日	・ 議長の互選（報告）
第 66 回	令和 3 年 9 月 27 日	・ 役員の任命及び任命の同意
第 67 回	令和 4 年 3 月 16 日	・ 令和 4 年度事業計画 ・ 令和 4 年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

第２表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第 36 回	令和 3 年 6 月 8 日	・ 令和 2 年度決算
第 37 回	令和 4 年 3 月 4 日	・ 令和 4 年度事業計画 ・ 令和 4 年度予算

Ⅲ 令和３年度の業務の概要

１．貸付業務

〔地方債計画の概要〕

令和３年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和３年度国の補正予算（第１号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和４年１月２８日に改正された。

その結果、令和３年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 15 兆 1,700 億円規模とされ、そのうち一般会計債は 5 兆 7,025 億円、公営企業債は 2 兆 6,331 億円、臨時財政対策債は 5 兆 4,796 億円、補正予算債は 1 兆 2,748 億円が計上された。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、2 兆 2,456 億円が計上された。

（第３表参照）

〔貸付けの状況〕

（１）長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、12,305件、2兆2,513億31百万円の貸付けを行った。（第４表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、53.8%を占めている。（第５表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

（２）短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

（３）受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、32 億 74 百万円の貸付けを行った。

第3表 令和3年度地方債計画資金区分（改正後）

（単位：億円）

項 目		令和3年度地方債計画			
		合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一	一般会計債				
1	公共事業等	16,098	5,194	365	10,539
2	公営住宅建設事業	1,110	283	127	700
3	災害復旧事業	2,108	2,108	0	0
4	教育・福祉施設等整備事業	3,319	1,162	208	1,949
	(1) 学校教育施設等	1,223	626	61	536
	(2) 社会福祉施設	371	0	92	279
	(3) 一般廃棄物処理	639	443	55	141
	(4) 一般補助施設等	549	93	0	456
	(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5	一般単独事業	27,725	826	5,152	21,747
	(1) 一般	2,323	0	80	2,243
	(2) 地域活性化	690	0	86	604
	(3) 防災対策	871	126	138	607
	(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
	(5) 旧合併特例	6,200	0	905	5,295
	(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	955	3,365
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6	辺地及び過疎対策事業	5,520	4,813	702	5
	(1) 辺地対策	520	520	0	0
	(2) 過疎対策	5,000	4,293	702	5
7	公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8	行政改革推進	700	0	0	700
9	調 整	100	0	0	100
	計	57,025	14,386	6,554	36,085
二	公営企業債				
1	水道事業	6,151	2,691	2,539	921
2	工業用水道事業	346	0	103	243
3	交通事業	1,792	77	377	1,338
4	電気事業・ガス事業	195	0	58	137
5	港湾整備事業	571	167	28	376
6	病院事業・介護サービス事業	3,637	738	1,120	1,779
7	市場事業・と畜場事業	466	0	46	420
8	地域開発事業	658	0	0	658
9	下水道事業	12,459	5,700	3,813	2,946
10	観光その他事業	56	0	3	53
	計	26,331	9,373	8,087	8,871
	合 計	83,356	23,759	14,641	44,956
三	臨時財政対策債	54,796	14,685	7,747	32,364
四	退職手当債	800	0	0	800
五	補正予算債	12,748	6,143	68	6,537
	総 計	151,700	44,587	22,456	84,657

第4表 令和3年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	31,700	33,208	1.5
公営住宅事業	12,400	11,467	0.5
学校教育施設等整備事業	8,100	9,269	0.4
社会福祉施設整備事業	9,000	7,918	0.4
一般廃棄物処理事業	6,600	3,648	0.2
一般補助施設整備等事業	0	616	0.0
一般事業	6,000	4,984	0.2
地域活性化事業	10,700	7,087	0.3
防災対策事業	13,400	10,232	0.5
地方道路等整備事業	25,700	22,331	1.0
合併特例事業	93,300	91,402	4.1
緊急防災・減災事業	145,300	140,989	6.3
公共施設等適正管理推進事業	83,100	79,303	3.5
緊急自然災害防止対策事業	87,000	94,401	4.2
過疎対策事業	59,400	56,536	2.5
計	591,700	573,390	25.5
臨時財政対策債	601,400	543,788	24.2
減収補填債	600,000	458,513	20.4
(一般会計債等分計)	1,793,100	1,575,692	70.0
公営企業債			
水道事業(上水道)	196,300	164,938	7.3
(簡易水道)	7,400	6,294	0.3
交通事業(一般交通)	2,800	2,283	0.1
(都市高速鉄道)	26,100	34,128	1.5
病院事業	100,400	89,114	4.0
下水道事業	359,300	343,333	15.3
工業用水道事業	7,400	7,151	0.3
電気事業	3,600	7,117	0.3
ガス事業	1,300	690	0.0
介護サービス事業	1,100	1,342	0.1
市場事業	8,800	15,041	0.7
と畜場事業	100	372	0.0
駐車場事業	200	1,098	0.0
小 計	714,800	672,901	29.9
港湾整備事業	1,900	2,179	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	200	559	0.0
小 計	2,100	2,738	0.1
計	716,900	675,639	30.0
合 計	2,510,000	2,251,331	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第5表 令和3年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	680,041	30.2
政令指定都市	113,593	5.0
市及び特別区	1,211,552	53.8
町村	213,329	9.5
企業団・組合等	32,816	1.5
計	2,251,331	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。令和3年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金461,368件、1兆8,193億74百万円、利息521,973件、2,221億39百万円を収納した。

また、繰上償還として元金328件、255億27百万円及びこれに伴う経過利息291件、1百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和4年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は254,892件、23兆5,508億19百万円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和4年3月末における受託貸付残高は18,047件、2,400億27百万円である。

第6表 令和3年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	461,206	1,814,560	521,811	221,899
公社貸付	162	4,814	162	240
計	461,368	1,819,374	521,973	222,139
長期貸付繰上償還				
一般貸付	328	25,527	291	1
公社貸付	-	-	-	-
計	328	25,527	291	1
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	461,696	1,844,901	522,264	222,140

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第7表 令和3年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	514,950	2.2	水道事業	3,043,410	12.9
公営住宅事業	208,574	0.9	一般交通事業	13,631	0.1
全国防災事業	113,349	0.5	都市高速鉄道事業	721,402	3.1
学校教育施設等整備事業	88,315	0.4	病院事業	1,134,567	4.8
社会福祉施設整備事業	112,007	0.5	下水道事業	6,869,489	29.2
一般廃棄物処理事業	52,621	0.2	工業用水道事業	155,029	0.7
一般事業	83,297	0.3	電気事業	49,045	0.2
臨時河川等整備事業	14,218	0.1	ガス事業	23,910	0.1
臨時高等学校整備事業	7,407	0.0	港湾整備事業	36,411	0.2
臨時地方道整備事業	377,327	1.6	介護サービス事業	18,267	0.1
地域活性化事業	84,235	0.4	市場事業	106,275	0.4
防災対策事業	170,049	0.7	と畜場事業	7,108	0.0
地方道路等整備事業	479,212	2.0	観光施設事業	2,207	0.0
合併特例事業	1,096,861	4.7	駐車場事業	10,036	0.0
緊急防災・減災事業	836,627	3.5	産業廃棄物処理事業	86	0.0
公共施設最適化事業	19,430	0.1	一般貸付計	23,539,918	100.0
公共施設等適正管理推進事業	276,691	1.2	道路公社	10,901	0.0
緊急自然災害防止対策事業	154,461	0.7	公社貸付計	10,901	0.0
過疎対策事業	104,814	0.4			
一般補助施設整備等事業	5,660	0.0			
臨時財政対策債	6,022,554	25.6	合 計	23,550,819	100.0
減収補填債	526,388	2.2			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

2. 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

① 調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとした連携プロジェクトを開始し、4月から教育事業を、10月から調査研究事業を開始した。調査研究事業については、3月にGRIPSを事務局としてフォーラムを開催し、その成果を地方公共団体等に還元した。

また、外部の専門機関との連携のもと、諸外国の地方財政制度や地域金融等に関する調査研究を実施した。

② 人材育成・実務支援

総務省との共同事業として、公営企業の経営戦略の策定・経営改善、公営企業会計の適用、地方公会計の整備及び公共施設等総合管理計画の見直しの4つのテーマについて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を創設し、464件について支援を行い、1,499回の派遣を実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応、更には遠隔地や小規模の団体も含めた地方支援業務の効果向上を目指し、eラーニングによる研修を実施することとし、eラーニングシステムを構築の上、各種研修について順次コースを開講し、講義を配信した。令和3年度のセミナー・研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を総合的に勘案し、原則として集合形式での実施は中止したが、eラーニングで実施することにより学びの機会を確保した。

資金調達・資金運用・財務分析の各テーマに関する課題解決に向けた講義を自治体ファイナンス・アドバイザー等により実施する出前講座については、オンライン形式を中心に20件実施し、また、財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援については、電話・メール・オンライン形式により51件実施した。

③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、分析項目のうち「人件費」に関する分析ツールとして「年齢別職員数」を、「元金償還」に関する分析ツールとして「年度別地方債償還額」を開発し、運用を開始した。また、先進事例検索システムについては、地域の活性化に関する最近の報告書など新たな出典も含め、総務省等において公表された事例を326件追加するとともに、視認性、操作性が向上するようホームページのリニューアルを行うなど充実を図った。

また、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページを開設するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供した。

3. 資金調達業務

令和3年度の資金調達総額は、当初計画比971億円減の2兆1,429億円（発行価額ベース。以下同じ。）となった。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,900億円、同20年債1,250億円、同5年債350億円、同30年債300億円、FLIP債4,020億円、MTNプログラム3,600億円（円換算後）となっている。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,625億円、20年債2,715億円となっている。

その他、長期借入による調達を1,065億円行っている。

加えて、旧公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債を4年債で1,604億円発行した。

この結果、令和3年度末において機構債券の発行残高は、20兆1,066億円、借入金の借入残高は長期借入金3,995億円となっている。

なお、令和3年度の機構債券の発行条件等は、第8表及び第9表のとおりである。

(注) 億円未満切り捨てで表示しております。

第8表 令和3年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第143回	10年	300	0.185	100	R3.4.19	R13.4.28
第144回	10年	350	0.160	100	R3.5.25	R13.5.28
第145回	10年	350	0.130	100	R3.6.17	R13.6.27
第146回	10年	350	0.090	100	R3.7.19	R13.7.28
第147回	10年	300	0.100	100	R3.8.20	R13.8.28
第148回	10年	350	0.115	100	R3.9.21	R13.9.26
第149回	10年	300	0.155	100	R3.10.21	R13.10.28
第150回	10年	300	0.135	100	R3.11.18	R13.11.28
第151回	10年	350	0.130	100	R3.12.20	R13.12.26
第152回	10年	300	0.204	100	R4.1.21	R14.1.28
第153回	10年	300	0.274	100	R4.2.18	R14.2.27
第154回	10年	350	0.229	100	R4.3.17	R14.3.26
第90回	20年	150	0.501	100	R3.4.19	R23.4.26
第91回	20年	250	0.457	100	R3.6.17	R23.6.28
第92回	20年	200	0.448	100	R3.7.19	R23.7.26
第93回	20年	150	0.449	100	R3.9.21	R23.9.27
第94回	20年	150	0.492	100	R3.10.21	R23.10.28
第95回	20年	150	0.481	100	R3.12.20	R23.12.27
第96回	20年	200	0.543	100	R4.1.21	R24.1.28
第29回	5年	200	0.005	100	R3.7.19	R8.7.28
第30回	5年	150	0.001	100	R3.11.18	R8.11.27
第13回	30年	200	0.737	100	R3.4.19	R33.4.28
第14回	30年	100	0.736	100	R3.11.18	R33.11.28
F608回	5年	100	0.013	100	R3.4.27	R8.5.28
F609回	6年	30	0.010	100	R3.4.27	R8.11.27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F610回	8年	30	0.057	100	R3.4.27	R10.11.27
F611回	9年	30	0.135	100	R3.4.27	R12.10.25
F612回	9年	60	0.138	100	R3.4.27	R12.10.28
F613回	9年	30	0.115	100	R3.4.28	R12.4.26
F614回	9年	30	0.125	100	R3.4.28	R12.6.20
F615回	15年	40	0.332	100	R3.4.28	R18.4.28
F616回	15年	30	0.339	100	R3.4.28	R18.4.30
F617回	21年	30	0.491	100	R3.4.28	R24.3.28
F618回	9年	200	0.118	100	R3.4.30	R12.4.30
F619回	11年	60	0.186	100	R3.4.30	R14.3.30
F620回	15年	30	0.323	100	R3.4.30	R18.4.30
F621回	5年	100	0.012	100	R3.5.27	R8.6.18
F622回	9年	60	0.112	100	R3.5.27	R12.5.27
F623回	9年	100	0.136	100	R3.5.27	R12.11.28
F624回	21年	30	0.482	100	R3.5.31	R23.12.27
F625回	9年	30	0.140	100	R3.5.28	R12.11.28
F626回	15年	30	0.326	100	R3.5.28	R18.5.20
F627回	5年	200	0.012	100	R3.6.29	R8.7.29
F628回	5年	60	0.014	100	R3.6.29	R8.8.28
F629回	9年	30	0.055	100	R3.6.29	R12.6.28
F630回	9年	250	0.085	100	R3.6.29	R12.12.27
F631回	6年	30	0.005	100	R3.7.29	R9.2.19
F632回	15年	30	0.243	100	R3.7.29	R18.7.29
F633回	8年	200	0.051	100	R3.7.29	R11.7.27
F634回	15年	40	0.249	100	R3.7.30	R18.7.28
F635回	15年	40	0.249	100	R3.7.30	R18.7.29
F636回	18年	30	0.332	100	R3.7.29	R21.3.28
F637回	15年	30	0.240	100	R3.7.30	R18.7.30
F638回	16年	30	0.277	100	R3.7.30	R19.7.30
F639回	19年	30	0.378	100	R3.7.30	R22.3.30
F640回	5年	60	0.009	100	R3.9.30	R8.11.30
F641回	9年	60	0.059	100	R3.9.30	R12.9.30
F642回	6年	30	0.012	100	R3.10.28	R9.10.28
F643回	8年	100	0.070	100	R3.10.28	R11.10.26
F644回	9年	200	0.116	100	R3.10.28	R12.10.28
F645回	5年	60	0.005	100	R3.11.26	R9.1.26
F646回	9年	60	0.040	100	R3.12.24	R12.12.24
F647回	8年	100	0.095	100	R4.1.27	R12.1.25
F648回	9年	200	0.153	100	R4.1.27	R13.1.27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F649回	8年	30	0.072	100	R4.1.28	R12.3.28
F650回	9年	65	0.121	100	R4.1.28	R13.1.28
F651回	9年	30	0.150	100	R4.1.28	R13.5.28
F652回	9年	30	0.169	100	R4.1.28	R13.7.25
F653回	9年	30	0.170	100	R4.1.28	R13.7.28
F654回	11年	30	0.219	100	R4.1.28	R14.8.23
F655回	11年	30	0.223	100	R4.1.28	R14.8.24
F656回	11年	30	0.224	100	R4.1.28	R14.8.25
F657回	11年	30	0.225	100	R4.1.28	R14.8.26
F658回	11年	30	0.225	100	R4.1.28	R14.8.27
F659回	13年	30	0.305	100	R4.1.28	R17.1.26
F660回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.18
F661回	5年	120	0.001	100	R4.1.31	R9.2.19
F662回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.22
F663回	5年	120	0.001	100	R4.1.31	R9.2.24
F664回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.25
F665回	5年	55	0.001	100	R4.1.31	R9.5.28
F666回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.6.29
F667回	5年	70	0.113	100	R4.2.25	R9.4.23
F668回	9年	30	0.259	100	R4.2.25	R13.8.25
F669回	7年	100	0.115	100	R4.3.24	R11.3.23

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円) ※				
第88回	5年	米ドル	1,366	1.125	99.884	R3.4.20	R8.4.20
第89回	10年	ユーロ	1,293	0.100	99.801	R3.9.3	R13.9.3
第90回	5年	米ドル	59	1.060	99.99	R3.10.27	R8.10.27
第91回	5年	豪ドル	24	1.200	99.99	R3.10.27	R8.10.27
第92回	3年	米ドル	858	1.500	99.930	R4.1.27	R7.1.27

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第135回	10年	200	0.215	100	R3.4.19	R13.4.18
A号第136回	10年	100	0.190	100	R3.5.25	R13.5.23
A号第137回	10年	100	0.160	100	R3.6.21	R13.6.20
A号第138回	10年	100	0.120	100	R3.7.19	R13.7.18
A号第139回	10年	200	0.130	100	R3.8.20	R13.8.20
A号第140回	10年	100	0.145	100	R3.9.21	R13.9.19
A号第141回	10年	100	0.185	100	R3.10.21	R13.10.21
A号第142回	10年	100	0.165	100	R3.11.18	R13.11.18
A号第143回	10年	200	0.160	100	R3.12.20	R13.12.19
A号第144回	10年	100	0.234	100	R4.1.21	R14.1.21
A号第145回	10年	100	0.304	100	R4.2.18	R14.2.18
A号第146回	10年	100	0.259	100	R4.3.24	R14.3.24
D号第61回	20年	200	0.521	100	R3.4.19	R23.4.19
D号第62回	20年	100	0.516	100	R3.5.25	R23.5.24
D号第63回	20年	100	0.477	100	R3.6.21	R23.6.21
D号第64回	20年	100	0.468	100	R3.7.19	R23.7.19
D号第65回	20年	200	0.445	100	R3.8.20	R23.8.20
D号第66回	20年	100	0.469	100	R3.9.21	R23.9.20
D号第67回	20年	100	0.512	100	R3.10.21	R23.10.21
D号第68回	20年	100	0.487	100	R3.11.18	R23.11.18
D号第69回	20年	200	0.501	100	R3.12.20	R23.12.20
D号第70回	20年	100	0.563	100	R4.1.21	R24.1.21
D号第71回	20年	100	0.638	100	R4.2.18	R24.2.18
D号第72回	20年	100	0.639	100	R4.3.24	R24.3.24

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第66回	10年	50	0.215	100	R3.4.19	R13.4.18
B号第67回	10年	55	0.190	100	R3.5.25	R13.5.23
B号第68回	10年	90	0.160	100	R3.6.21	R13.6.20
B号第69回	10年	175	0.120	100	R3.7.19	R13.7.18
B号第70回	10年	115	0.130	100	R3.8.20	R13.8.20
B号第71回	10年	60	0.145	100	R3.9.21	R13.9.19
B号第72回	10年	65	0.185	100	R3.10.21	R13.10.21

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第73回	10年	80	0.165	100	R3.11.18	R13.11.18
B号第74回	10年	85	0.160	100	R3.12.20	R13.12.19
B号第75回	10年	160	0.234	100	R4.1.21	R14.1.21
B号第76回	10年	105	0.304	100	R4.2.18	R14.2.18
B号第77回	10年	85	0.259	100	R4.3.24	R14.3.24
C号第66回	20年	60	0.521	100	R3.4.19	R23.4.19
C号第67回	20年	60	0.516	100	R3.5.25	R23.5.24
C号第68回	20年	95	0.477	100	R3.6.21	R23.6.21
C号第69回	20年	180	0.468	100	R3.7.19	R23.7.19
C号第70回	20年	125	0.445	100	R3.8.20	R23.8.20
C号第71回	20年	70	0.469	100	R3.9.21	R23.9.20
C号第72回	20年	70	0.512	100	R3.10.21	R23.10.21
C号第73回	20年	85	0.487	100	R3.11.18	R23.11.18
C号第74回	20年	90	0.501	100	R3.12.20	R23.12.20
C号第75回	20年	175	0.563	100	R4.1.21	R24.1.21
C号第76回	20年	115	0.638	100	R4.2.18	R24.2.18
C号第77回	20年	90	0.639	100	R4.3.24	R24.3.24

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第12回	4年	800	0.001	100.22	R3.6.30	R7.6.30
第13回	4年	800	0.001	100.29	R3.8.26	R7.8.26

償還方法：満期一括償還

※政府保証国内債の実績は額面ベースで記載している。

第9表 令和3年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	10	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,930	3,995	0.219	R5.5.29 ～R22.3.16

返済方法：満期一括返済

4. 公営競技納付金の概況

令和3年度における公営競技納付金(令和2年度開催分に基づく納付金)は、136億91百万円であった。

なお、納付団体数は86団体で、公営競技の開催権を有する団体(191団体：令和2年度)の45.0%であった。

5. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言の発出、解除、政府の基本的対処方針等を踏まえ、業務継続及び役職員の健康確保等の観点から、下記の対応を実施した。

① テレワーク勤務環境の整備

役職員全員にテレワーク用業務端末及び業務用携帯電話を配備するとともに、テレワークサービスやWeb会議システムを導入する等、テレワーク勤務環境を整備した。

② 出勤者数の抑制及び感染予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、出勤者数の抑制(例えば、緊急事態宣言中は、機構執務室への出勤は3割程度)を行った。出勤者についても、各自が利用する公共交通機関の混雑状況等を踏まえ、時差出勤を積極的・弾力的に活用した。また、出勤時における検温、手洗い・除菌、マスク着用、執務室の換気、机の距離を離す等、職場における感染予防対策を徹底するとともに、役職員本人又はその同居する家族の希望によりPCR検査を受けた場合の検査費用(全額)を助成した。

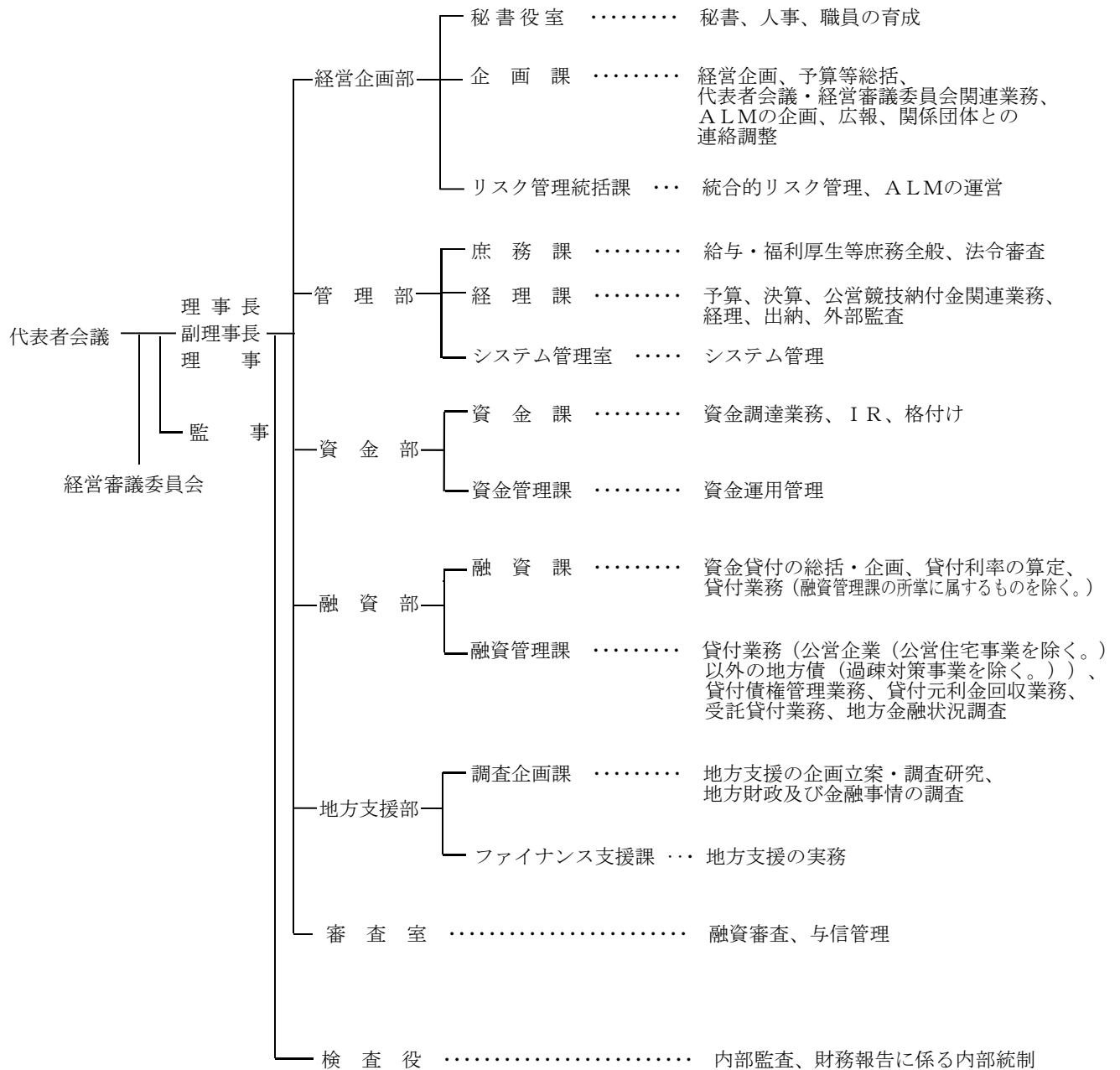
③ 業務実施時におけるWeb会議システムの活用

研修事業、出前講座、調査・審査、機構主催の会議、IR、機構内部での打合せ等において、Web会議システムを幅広く活用した。

④ テレワーク勤務時の業務効率向上のための業務見直し

出勤を前提とした仕事の仕方となっている業務(紙による書類提出や押印の求め等)について見直しを行った。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和4年3月31日現在)



令和 3 年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,550,819	債券	20,103,035
有価証券	920,000	借入金	399,500
現金預け金	353,491	金融商品等受入担保金	147,451
金融商品等差入担保金	812	その他負債	4,644
その他資産	6,193	賞与引当金	59
有形固定資産	2,572	役員賞与引当金	10
無形固定資産	976	退職給付引当金	64
		役員退職慰労引当金	15
		地方公共団体健全化基金	920,287
		基本地方公共団体健全化基金	920,287
		特別法上の準備金等	2,891,692
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	682,675
		利差補てん積立金	9,017
		負債の部合計	24,466,761
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	298,035
		一般勘定積立金	298,035
		評価・換算差額等	△4,342
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	368,104
資産の部合計	24,834,865	負債及び純資産の部合計	24,834,865

損 益 計 算 書

(令和３年４月１日から令和４年３月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	235,867
資金運用収益	222,071
役務取引等収益	76
その他業務収益	15
その他経常収益	13,703
地方公共団体健全化基金受入額	13,691
その他の経常収益	11
経常費用	125,548
資金調達費用	118,786
役務取引等費用	294
その他業務費用	3,081
営業経費	3,385
経常利益	110,319
特別利益	43,697
公庫債権金利変動準備金取崩額	40,000
利差補てん積立金取崩額	3,697
特別損失	121,754
公庫債権金利変動準備金繰入額	81,754
国庫納付金	40,000
当期純利益	32,263

利益の処分に關する書類【一般勘定】

(令和4年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		32,263
当 期 純 利 益	32,263	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	32,263	32,263

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に關する書類【管理勘定】

(令和4年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		-
当 期 純 利 益	-	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621
当期変動額							
当期純利益	-	32,263	32,263	32,263	-	-	32,263
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△4,780	-	△4,780
当期変動額合計	-	32,263	32,263	32,263	△4,780	-	27,482
当期末残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	32,263
減価償却費	495
資金運用収益	△222,071
資金調達費用	118,786
賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	12
役員退職慰労引当金の減少額	△5
地方公共団体健全化基金の減少額	△13,691
公庫債権金利変動準備金の増加額	81,754
利差補てん積立金の減少額	△3,697
貸付金の純増(△)減	△406,430
債券の純増減(△)	△308,649
借入金の純増減(△)	105,500
資金運用による収入	222,793
資金調達による支出	△118,238
その他	111,819
営業活動によるキャッシュ・フロー	△399,361
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	3,458,300
有価証券の取得による支出	△3,785,300
有形固定資産の取得による支出	△21
無形固定資産の取得による支出	△249
投資活動によるキャッシュ・フロー	△327,271
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△40,000
公営競技納付金による収入	13,691
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,308
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の減少額	△752,940
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,106,432
VII 現金及び現金同等物の期末残高	353,491

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23 年～47 年	その他	2 年～19 年
----	-----------	-----	----------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5 年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

会計方針の変更

1. 収益認識会計基準等の適用

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和4年度から令和6年度までの3年間で総額1,300億円を国に納付することとなりました。令和4年度においては、「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、同準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

953 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20, 103, 035 百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定	32,263 百万円
管理勘定	- 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和3年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年総務省・財務省令第4号）による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金400億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被

るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じているこ

とから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- ・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理

目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,584 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,985 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,319 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,383 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になると、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	920,000	920,000	-
(3) 現金預け金	353,491	353,491	-
(4) 金融商品等差入担保金	812	812	-
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
(1) 債券	20,103,035	20,372,729	269,694
(2) 借入金	399,500	398,522	△977
(3) 金融商品等受入担保金	147,451	147,451	-
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引 (*) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの特 例処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※2	
為替予約等の特 例処理	為替予約	外貨預金	14,000	-	※2	
合計			2,013,994	1,753,986		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の特例処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券 満期保有目的 のもの	920,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	353,491	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	-	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	24,209,869	24,209,869
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	920,000	—	920,000
(3) 現金預け金	—	353,491	—	353,491
(4) 金融商品等差入担保金	—	812	—	812
資産計	—	1,274,303	24,209,869	25,484,172
(1) 債券	—	20,372,729	—	20,372,729
(2) 借入金	—	398,522	—	398,522
(3) 金融商品等受入担保金	—	147,451	—	147,451
負債計	—	20,918,702	—	20,918,702
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和4年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和4年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	-
	小計	920,000	920,000	-
合計		920,000	920,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付し

ております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	52 百万円
退職給付費用	22 百万円
退職給付の支払額	2 百万円
制度への拠出額	<u>7 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>64 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	196 百万円
年金資産	<u>△186 百万円</u>
	10 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>54 百万円</u>

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64 百万円</u>
退職給付引当金	<u>64 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64 百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	22 百万円
----------------	--------

勘定別情報（貸借対照表関係）

（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	18,611,519	4,939,300		23,550,819
有価証券	920,000			920,000
現金預け金	353,491			353,491
金融商品等差入担保金	812			812
その他資産	3,260	2,932		6,193
有形固定資産	2,572			2,572
無形固定資産	976			976
一般勘定貸		600,043	△ 600,043	
資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865
負債の部				
債券	15,313,128	4,789,906		20,103,035
借入金	399,500			399,500
金融商品等受入担保金	147,451			147,451
その他負債	1,776	2,868		4,644
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	64			64
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,043		△ 600,043	
特別法上の準備金等	2,200,000	691,692		2,891,692
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		682,675		682,675
利差補てん積立金		9,017		9,017
負債の部合計	19,582,337	5,484,467	△ 600,043	24,466,761
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	298,035			298,035
一般勘定積立金	298,035			298,035
評価・換算差額等	△ 4,342			△ 4,342
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	310,295	57,808		368,104
負債及び純資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865

（注）１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	124,505	116,609	△ 5,246	235,867
資金運用収益	110,310	111,760		222,071
役務取引等収益	76			76
その他業務収益	15			15
その他経常収益	13,703			13,703
地方公共団体健全化基金受入額	13,691			13,691
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	398		△ 398	
一般勘定貸受取利息		5	△ 5	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,843	△ 4,843	
経常費用	92,242	38,553	△ 5,246	125,548
資金調達費用	81,002	37,784		118,786
役務取引等費用	199	94		294
その他業務費用	2,839	242		3,081
営業経費	3,352	33		3,385
管理勘定借支払利息	5		△ 5	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,843		△ 4,843	
一般勘定事務委託費		398	△ 398	
経常利益	32,263	78,056	-	110,319
特別利益	-	43,697	-	43,697
公庫債権金利変動準備金取崩額		40,000		40,000
利差補てん積立金取崩額		3,697		3,697
特別損失	-	121,754	-	121,754
公庫債権金利変動準備金繰入額		81,754		81,754
国庫納付金		40,000		40,000
当期純利益	32,263	-	-	32,263

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,187	9	-	1,196	565	27	630
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	625	52	8	669	387	112	281
有形固定資産計	3,472	61	8	3,525	953	139	2,572
無形固定資産							
ソフトウェア	1,691	399	273	1,816	842	355	974
その他の無形固定資産	2	2	2	2	-	-	2
無形固定資産計	1,694	402	276	1,819	842	355	976

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第23回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月18日 ～令和2年1月21日	3,817,710	3,305,000 (490,000)	0.001 ～1.300	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,046	220,032	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第16回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成27年5月28日 ～平成28年10月28日	320,175	200,036 (200,036)	0.001 ～0.150	6年
政府保証債（国内債） 4年第8回～第13回地方公共団体金融機構債券	平成29年6月29日 ～令和3年8月26日	220,112	220,388	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第19回～第30回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和3年11月18日	135,000	135,000 (30,000)	0.001 ～0.040	5年
非政府保証公募債 第23回～第154回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月21日 ～令和4年3月17日	3,385,000	3,375,000 (485,000)	0.049 ～1.418	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第96回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和4年1月21日	1,765,000	1,890,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第14回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和3年11月18日	150,000	180,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F 2 ～ 6、8 ～ 1 4、1 6 ～ 1 7、2 4、2 8 ～ 2 9、3 7、4 2 ～ 4 3、4 5 ～ 4 7、4 9、5 1 ～ 5 2、5 4 ～ 5 6、5 9 ～ 6 8、7 1 ～ 7 3、7 5 ～ 8 0、8 2 ～ 8 5、8 7 ～ 9 0、9 2 ～ 9 3、9 5 ～ 9 8、1 0 0 ～ 1 0 9、1 1 1 ～ 1 1 2、1 1 5 ～ 1 3 4、1 3 6 ～ 1 3 9、1 4 1 ～ 1 4 3、1 4 5 ～ 1 5 3、1 5 5 ～ 1 6 4、1 6 6 ～ 1 6 9、1 7 1 ～ 1 7 9、1 8 1 ～ 2 1 0、2 1 2 ～ 2 4 3、2 4 5 ～ 2 7 6、2 7 8 ～ 2 9 8、3 0 0 ～ 3 1 0、3 1 2 ～ 3 1 9、3 2 1 ～ 3 6 9、3 7 1 ～ 4 0 0、4 0 3 ～ 6 6 9 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和4年3月24日	3,117,917	3,303,546 (274,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第 4 3 ～ 4 5、4 7 ～ 4 9、5 3 ～ 5 8、6 1 ～ 9 2 回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和4年1月27日	1,935,253	1,977,602 [14,556百万米ドル] [1,584百万豪ドル] [2,080百万ユーロ] (246,007)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
縁故債 A 号第 1 5 回～第 1 4 6 回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月21日 ～令和4年3月24日	2,260,000	2,110,000 (300,000)	0.069 ～1.460	10年
縁故債 B 号第 1 回～第 7 7 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和4年3月24日	429,000	541,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C 号第 1 回～第 7 7 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和4年3月24日	594,000	715,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D 号第 1 回～第 7 2 回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和4年3月24日	740,000	890,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	19,399,215	19,173,606	-	-
非政府保証公募債 2 0 年第 1 回～第 2 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,976	84,979	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,976	84,979	-	-
政府保証債（国内債） 1 5 年第 2 回～第 5 回公営企業債券	平成18年4月18日 ～平成19年7月18日	144,985	64,999 (64,999)	2.0 ～2.2	15年
非政府保証公募債 2 0 年第 1 回～第 2 5 回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,883	569,908 (49,998)	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 3 0 年第 1 回～第 1 0 回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,915	189,921	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第 1 回～第 3 回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	21,790	19,620 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	926,574	844,449	-	-
合 計	-	20,410,767	20,103,035	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,103,035百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～45、47～49、53～58、61～92回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,000	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	293,000	399,500	0.219	令和5年5月29日～ 令和22年3月16日
合 計	294,000	399,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	-	86,200	83,400	88,000	104,500

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	59	59	59	-	59
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
退職給付引当金	52	22	2	7	64
役員退職慰労引当金	21	9	13	1	15

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	640,921	81,754		40,000	-	682,675
合 計	2,840,921	81,754	-	40,000	-	2,882,675

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	13,691	-	13,691	-	920,287
合 計	920,287	13,691	-	13,691	-	920,287

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和 3 年度

地方公共団体金融機構
決 算 報 告 書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

令和3年度決算報告書

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,764,434	23,550,819	△ 213,614	
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	794,286	1,273,491	479,205	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	31,424	812	△ 30,612	
そ の 他 資 産	5,775	6,193	418	
有形固定資産及び無形固定資産	4,129	3,549	△ 579	
資 産 合 計	24,600,047	24,834,865	234,818	
債 券	20,206,783	20,103,035	△ 103,747	
借 入 金	393,000	399,500	6,500	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	9,104	147,451	138,347	
そ の 他 負 債	4,558	4,644	86	
賞 与 引 当 金	-	59	59	
役 員 賞 与 引 当 金	-	10	10	
退 職 給 付 引 当 金	-	64	64	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	15	15	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	920,287	△ 0	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 0	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	2,691,154	2,891,692	200,538	
金 利 変 動 準 備 金	2,200,000	2,200,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	482,139	682,675	200,536	
利 差 補 て ん 積 立 金	9,015	9,017	2	
負 債 合 計	24,224,886	24,466,761	241,875	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	0	
利 益 剰 余 金	289,296	298,035	8,739	
一 般 勘 定 積 立 金	289,296	298,035	8,739	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,454	△ 4,342	△ 15,796	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	375,161	368,104	△ 7,056	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,600,047	24,834,865	234,818	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- （1）貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- （2）有価証券及び現金預け金は、貸付額が予定を下回ったこと及び国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額等による増
- （3）金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
- （4）債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- （5）借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- （6）金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- （7）公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による増
- （8）一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- （9）評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

令和3年度決算報告書

損益計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	228,894	235,867	6,973	
資 金 運 用 収 益	222,008	222,071	63	
貸 付 金 利 息	221,635	221,424	△ 210	
有価証券利息及び預け金利息	0	68	67	
金利スワップ受入利息	-	252	252	
その他の受入利息	373	326	△ 46	
役 務 取 引 等 収 益	77	76	△ 0	
そ の 他 業 務 収 益	-	15	15	
そ の 他 経 常 収 益	6,810	13,703	6,893	
地方公共団体健全化基金受入額	6,800	13,691	6,891	
そ の 他 の 経 常 収 益	10	11	1	
経 常 費 用	127,330	125,548	△ 1,781	
資 金 調 達 費 用	119,620	118,786	△ 833	
債 券 利 息	119,065	118,208	△ 856	
借 入 金 利 息	554	578	24	
金利スワップ支払利息	-	-	-	
役 務 取 引 等 費 用	283	294	11	
そ の 他 業 務 費 用	3,333	3,081	△ 251	
営 業 経 費	4,095	3,385	△ 709	
人 件 費	963	910	△ 52	
業 務 費	1,923	1,462	△ 460	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,210	1,012	△ 197	
経 常 利 益	101,565	110,319	8,754	
特 別 利 益	243,781	43,697	△ 200,083	
公庫債権金利変動準備金取崩額	240,081	40,000	△ 200,081	
利差補てん積立金取崩額	3,700	3,697	△ 2	
特 別 損 失	321,679	121,754	△ 199,924	
金利変動準備金繰入額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	81,597	81,754	157	
国 庫 納 付 金	240,081	40,000	△ 200,081	
当 期 純 利 益	23,668	32,263	8,595	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

（1）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

（2）公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による減

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年5月30日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅田 裕之
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野 和也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤 賢司
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。 ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価の方法として、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし有効性の判定に代えている。また、当事業年度において、繰延ヘッジ損益△4,342百万円が貸借対照表に計上されている。 資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を評価するために、主として以下の監査手続を実施した。 ・ デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況の評価した。 ・ 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを評価するために、期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書を閲覧し、当該文書に記載された全ての相手先から、当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状を入手した。入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されておらず、機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことを検討した。 ・ 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを評価するために、デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることを検討した。また、金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることを検討した。 ・ 金利スワップについて、ヘッジ会計の中止として処理された場合、解約時点の精算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを評価するために、解約することを相手先と合意した証憑により金利スワップが解約されていることと、解約時点の精算損益を検討した。当該精算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることを検討した。また、繰延ヘッジ損益の償却金額を再計算し、

	ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることを検討した。
--	--------------------------------------

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日まで

に入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 29 条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和 4 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和 4 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に

係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

地方公共団体金融機構

理事長 佐 藤 文 俊 様

令和3年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧するほか、今般、決算担当部署から令和3年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

2 監査の結果

（1）令和3年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

（2）会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和4年5月30日

地方公共団体金融機構

監 事 村 田 有 印

監 事 大 森 正 明 印

令和3年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

資料1

令和3年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸付

	計 画	実 績
貸 付 金	2兆5,100億円	2兆2,513億円 (▲2,587億円)
貸付回収金	1兆8,155億円	1兆8,449億円 (+294億円)
貸付金残高	(令和2年度末) 23兆1,443億円	(令和3年度末) 23兆5,508億円 (+4,065億円)

資金調達

	計 画	実 績
債券発行等	2兆2,400億円	2兆1,429億円 (▲971億円)
機構債(公募債)	1兆3,950億円	1兆3,420億円 (▲530億円)
〃(地共連等引受け)	5,300億円	5,340億円 (+40億円)
長期借入	750億円	1,065億円 (+315億円)
政府保証債	2,400億円	1,604億円 (▲796億円)
償還金等	2兆3,460億円	2兆3,460億円 (—)
債券発行等残高	(令和2年度末) 20兆7,047億円	(令和3年度末) 20兆5,025億円 (▲2,022億円)

注1 資金調達のうち「債券発行等」及び「償還金等」は、発行価額ベース。

注2 令和3年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額の限度額は2兆7,400億円。

令和3年度事業別貸付実績

(1) 一般会計債等

(単位：百万円)					
区 分	令和3年度末 貸付残高 (A)	令和2年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和3年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
一般会計債					
公共事業等	514,950	512,534	2,416	33,208	▲ 4,700
公営住宅事業	208,574	233,140	▲ 24,566	11,467	▲ 3,651
全国防災事業	113,349	124,538	▲ 11,189	0	0
学校教育施設等整備事業	88,315	84,961	3,354	9,269	▲ 4,095
社会福祉施設整備事業	112,007	112,163	▲ 156	7,918	▲ 375
一般廃棄物処理事業	52,621	53,065	▲ 444	3,648	▲ 6,323
一般事業	83,297	83,739	▲ 442	4,984	▲ 1,048
臨時河川等整備事業	14,218	20,267	▲ 6,049	0	0
臨時高等学校整備事業	7,407	10,014	▲ 2,607	0	0
臨時地方道整備事業	377,327	522,883	▲ 145,556	0	0
地域活性化事業	84,235	83,464	771	7,087	▲ 4,275
防災対策事業	170,049	171,260	▲ 1,211	10,232	▲ 986
地方道路等整備事業	479,212	495,914	▲ 16,702	22,331	▲ 4,124
合併特例事業	1,096,861	1,091,903	4,958	91,402	799
緊急防災・減災事業	836,627	814,650	21,977	140,989	6,478
公共施設最適化事業	19,430	20,552	▲ 1,122	0	0
公共施設等適正管理推進事業	276,691	203,536	73,155	79,303	▲ 8,222
緊急自然災害防止対策事業	154,461	60,925	93,536	94,401	33,462
過疎対策事業	104,814	49,888	54,926	56,536	35,253
一般補助施設整備等事業	5,660	5,177	483	616	▲ 842
小 計	4,800,103	4,754,575	45,528	573,390	37,352
臨時財政対策債	6,022,554	5,800,992	221,562	543,788	279,785
減収補填債	526,388	69,486	456,902	458,513	389,027
合 計	11,349,045	10,625,053	723,992	1,575,692	706,164

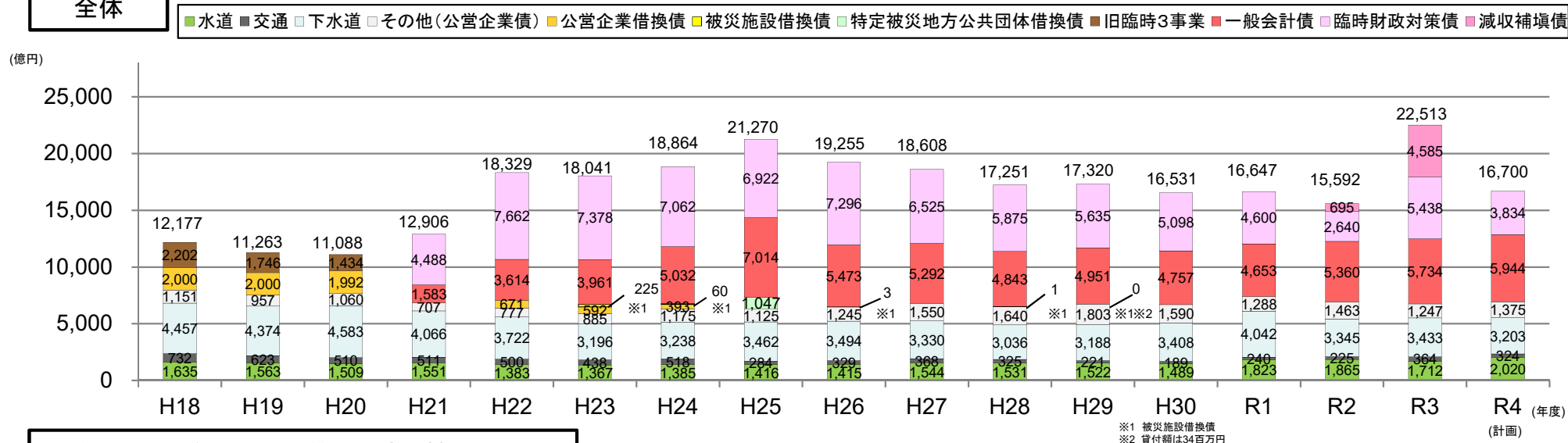
(2) 公営企業債等

(単位：百万円)					
区 分	令和3年度末 貸付残高 (A)	令和2年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和3年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
公営企業債					
水道事業（上水道）	2,812,933	2,897,610	▲ 84,677	164,938	▲ 15,806
（簡易水道）	230,477	236,624	▲ 6,147	6,294	577
交通事業（一般交通）	13,631	12,582	1,049	2,283	931
（都市高速交通）	721,402	750,040	▲ 28,638	34,128	13,007
病院事業	1,134,567	1,127,473	7,094	89,114	▲ 25,067
下水道事業	6,869,489	7,067,352	▲ 197,863	343,333	8,870
工業用水道事業	155,029	163,418	▲ 8,389	7,151	▲ 96
電気事業	49,045	46,971	2,074	7,117	3,510
ガス事業	23,910	25,815	▲ 1,905	690	106
港湾整備事業	36,411	38,375	▲ 1,964	2,179	▲ 50
介護サービス事業	18,267	19,143	▲ 876	1,342	▲ 343
市場事業	106,275	97,603	8,672	15,041	▲ 1,073
と畜場事業	7,108	7,718	▲ 610	372	▲ 90
観光施設事業	2,207	2,119	88	559	468
駐車場事業	10,036	10,655	▲ 619	1,098	993
産業廃棄物処理事業	86	124	▲ 38	0	0
小 計	12,190,874	12,503,621	▲ 312,747	675,639	▲ 14,062
公社貸付	10,901	15,715	▲ 4,814	0	0
被災施設借換債	0	0	0	0	0
合 計	12,201,775	12,519,336	▲ 317,561	675,639	▲ 14,062
総 計	23,550,819	23,144,389	406,430	2,251,331	692,102

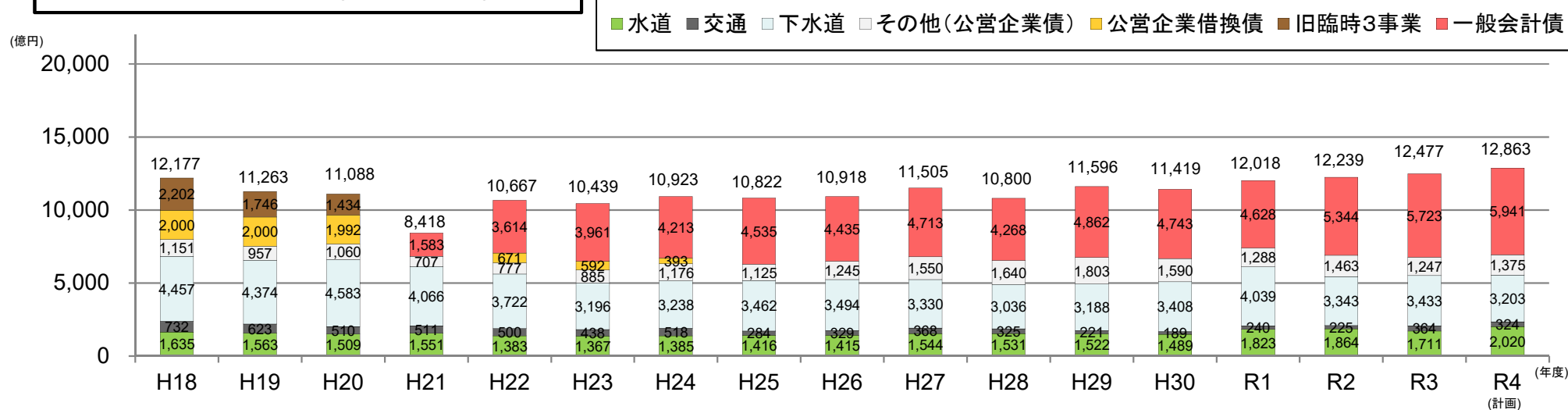
※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

貸付額の推移

全体

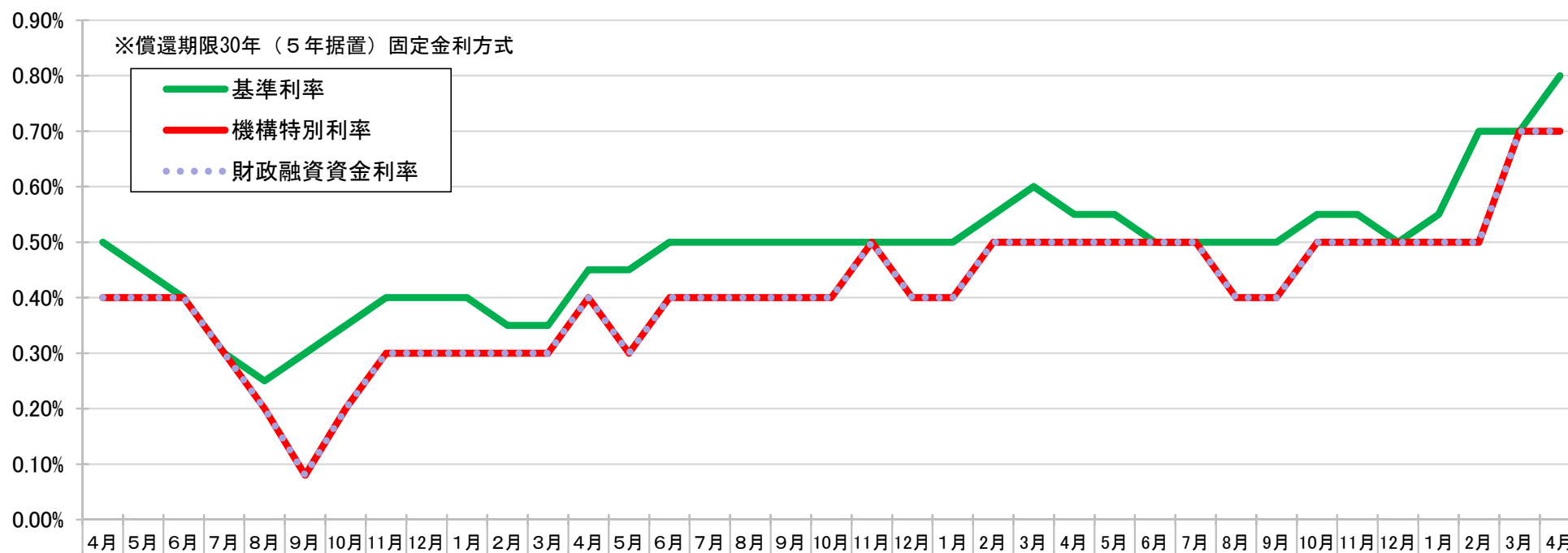


通常収支分(臨時財政対策債、減収補填債除き)



貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	R元年度												R2年度												R3年度												R4年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
機構資金利率改定日	4/24～	5/24～	6/26～	7/29～	8/28～	9/19～	10/25～	11/27～	12/25～	1/29～	2/26～	3/19～	4/22～	5/25～	6/24～	7/29～	8/26～	9/18～	10/28～	11/25～	12/23～	1/27～	2/22～	3/19～	4/21～	5/24～	6/28～	7/28～	8/25～	9/17～	10/27～	11/24～	12/22～	1/26～	2/22～	3/18～	4/26～
基準利率	0.500%	0.450%	0.400%	0.300%	0.250%	0.300%	0.350%	0.400%	0.400%	0.400%	0.350%	0.350%	0.450%	0.450%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.600%	0.550%	0.550%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%
機構特別利率 ①	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%
財政融資資金利率 ②	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%
利差 ②-①	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	

令和3年度資金調達実績

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類	R3実績額	R2実績額	増減額
国内債	9,820億円	12,585億円	▲2,765億円
10年債	3,900億円	3,850億円	50億円
20年債	1,250億円	1,900億円	▲650億円
5年債	350億円	300億円	50億円
30年債	300億円	450億円	▲150億円
スポット債	—	100億円	▲100億円
FLIP債	4,020億円	5,985億円	▲1,965億円
国外債	3,600億円	6,012億円	▲2,412億円
計	13,420億円	18,597億円	▲5,177億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R3実績額	R2実績額	増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	0億円
10年債	1,500億円	1,500億円	0億円
20年債	1,500億円	1,500億円	0億円
地共済引受債	2,340億円	2,490億円	▲150億円
10年債	1,125億円	1,175億円	▲50億円
20年債	1,215億円	1,315億円	▲100億円
計	5,340億円	5,490億円	▲150億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

2 長期借入

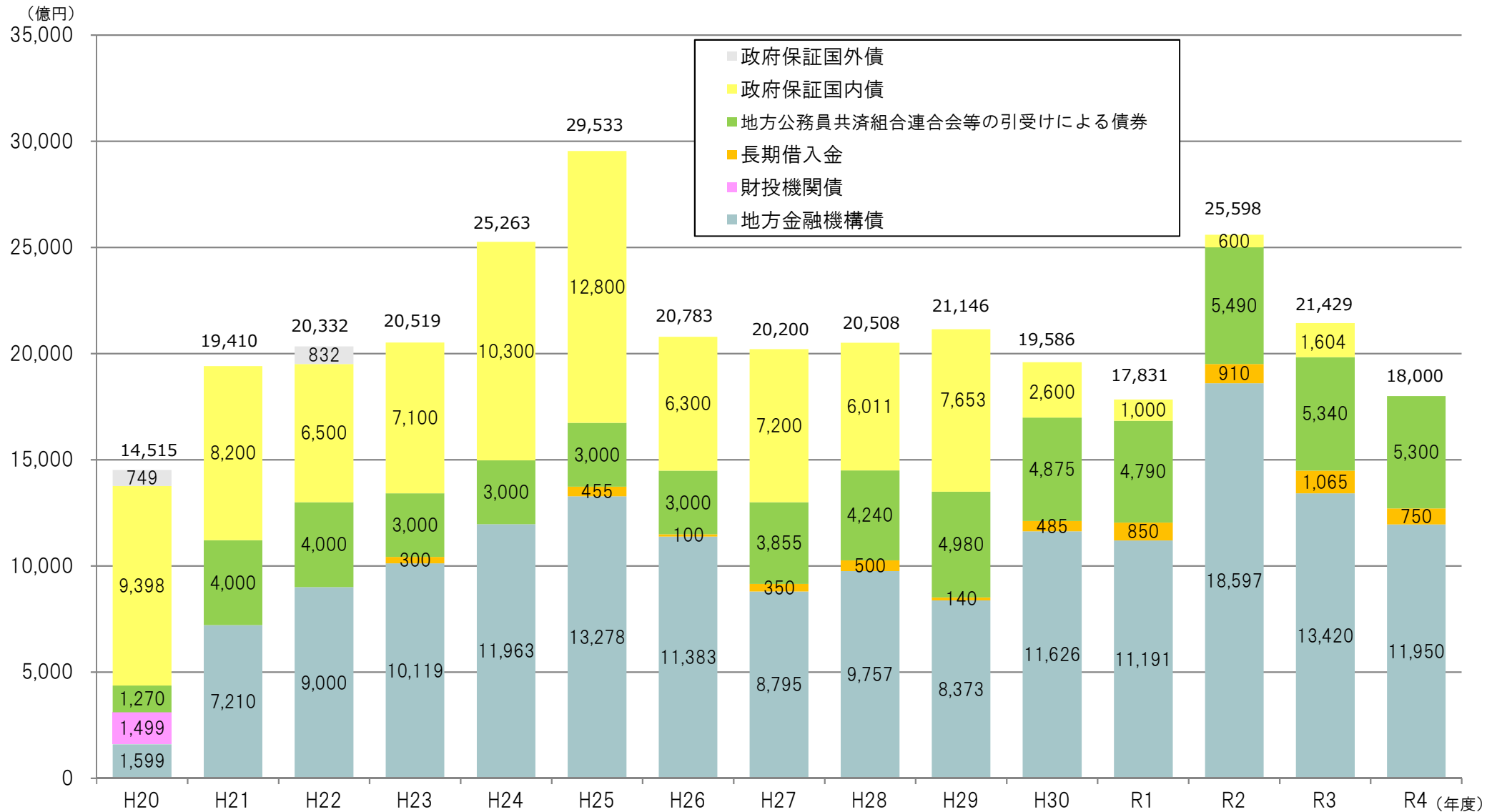
R3実績額	R2実績額	増減額
1,065億円	910億円	155億円

3 政府保証債

債券の種類	R3実績額	R2実績額	増減額
4年債	1,604億円	600億円	1,004億円

※単位未満切り捨て

資金調達額の推移

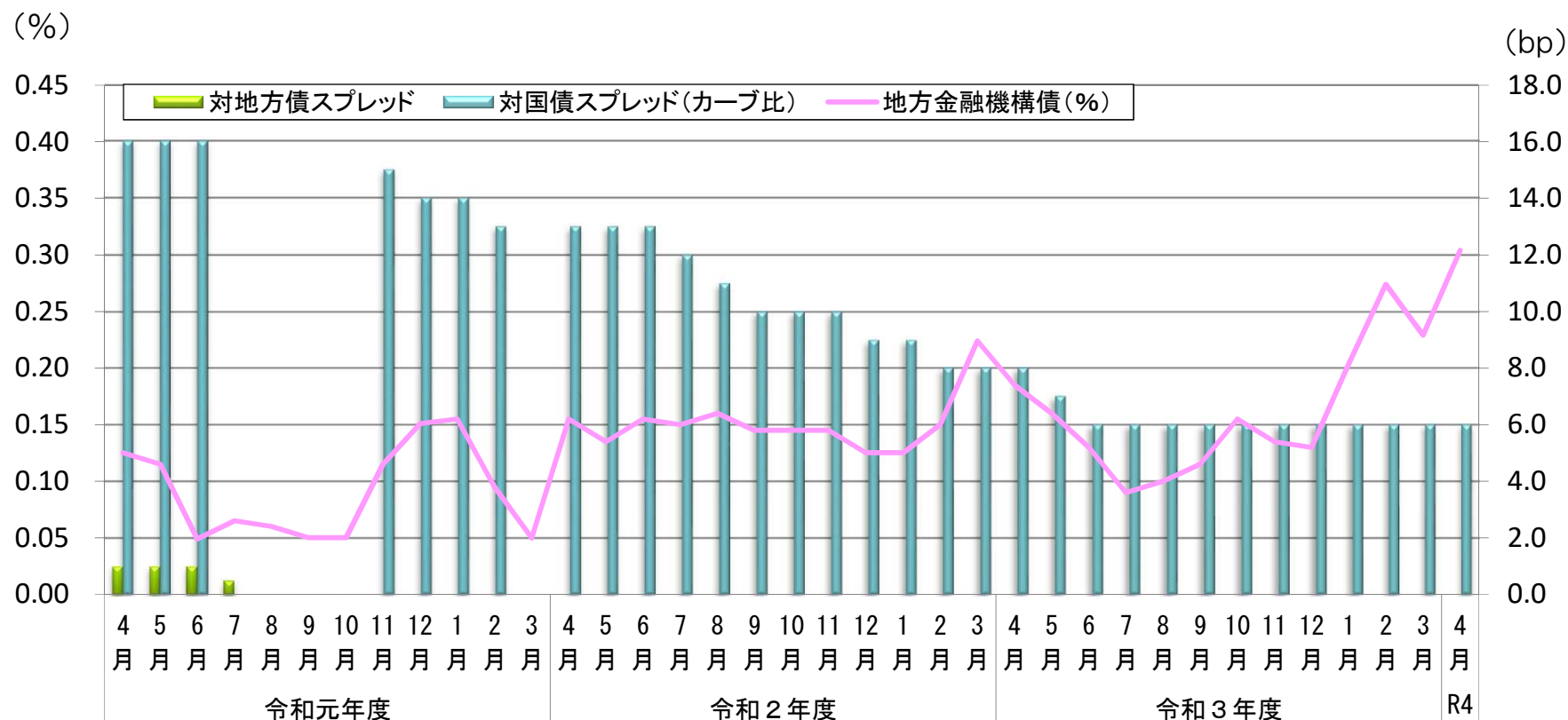


(計画)

地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第153回	令和4年 2月8日	300	0.274	6.0	0.0
第154回	令和4年 3月8日	300	0.229	6.0	0.0
第155回	令和4年 4月12日	300	0.304	6.0	0.0

令和4年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	S M B C日興証券 大和証券 野村証券 みずほ証券 三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券 ゴールドマン・サックス証券 しんきん証券 東海東京証券
シ団③	バークレイズ証券 B N Pパリバ証券 BofA証券



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年7～10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定。

地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第28回	令和2年11月11日	200	0.020	—	0.0
第29回	令和3年7月 8日	200	0.005	—	0.0
第30回	令和3年11月 9日	150	0.001	—	0.0

(注)絶対値にて条件決定。

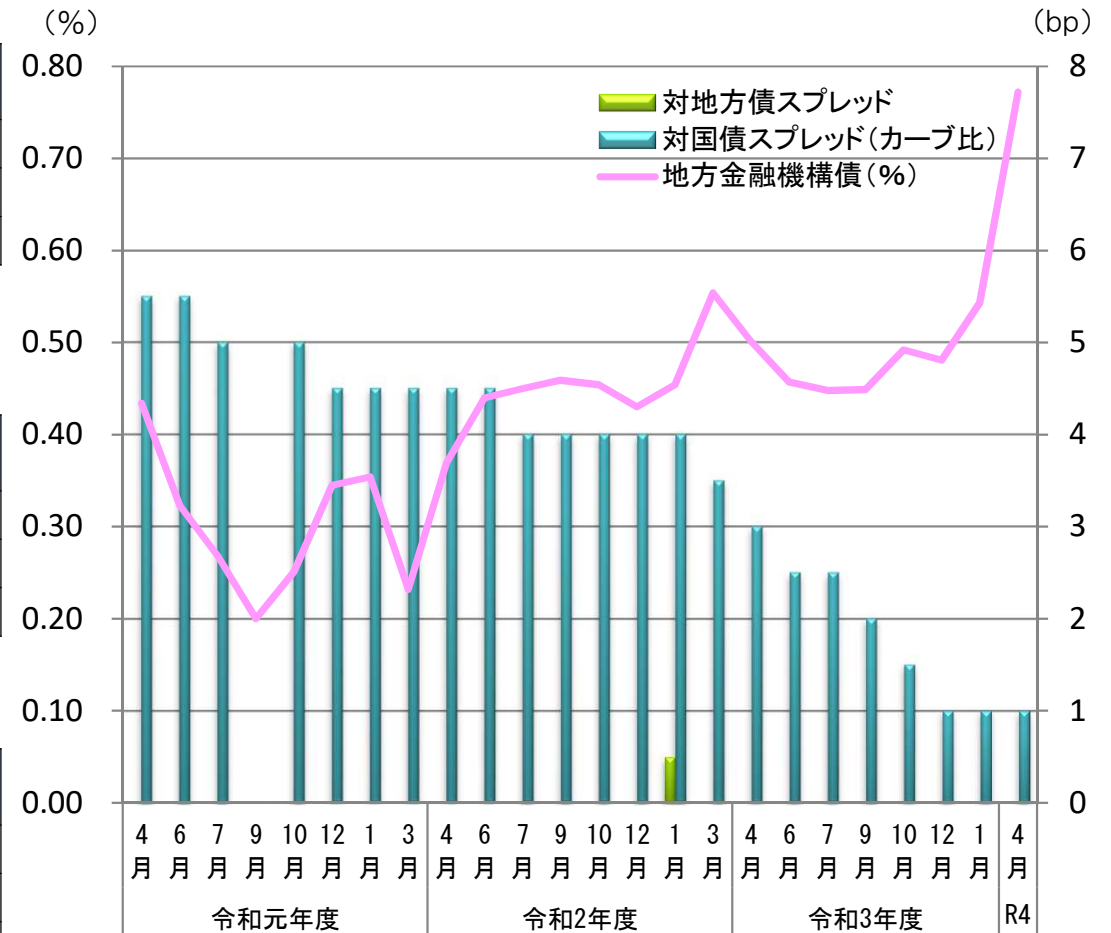
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第95回	令和3年 12月9日	150	0.481	1.0	0.0
第96回	令和4年 1月12日	200	0.543	1.0	0.0
第97回	令和4年 4月12日	150	0.772	1.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第12回	令和2年11月11日	150	0.716	7.0	0.0
第13回	令和3年 4月 8日	200	0.737	7.0	0.0
第14回	令和3年11月 2日	100	0.736	5.0	0.0
第15回	令和4年 4月12日	100	1.055	5.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。
「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年9月は下限利率にて条件決定。

令和3年度地方支援業務の実績(1)

 地方公共団体の健全な財政に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応。地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施。

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS連携プロジェクト	○教育事業：GRIPS春学期「地方財政特論」において全12回の講義を実施 ○調査研究事業：「新時代における地域に貢献するひとづくり」をテーマに調査研究会を2回実施。3月にフォーラムを開催し、成果を還元
	地域金融に関する調査研究	○地域金融に関する調査研究（地域金融機関等からの借入動向等について調査研究を実施） ○地方公共団体の資金調達等に関する実態調査
	諸外国の地方財政制度等に関する調査研究	○諸外国の地方財政制度に関する調査研究への助成を実施
	財政状況ヒアリング	○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】71団体（Web会議形式）
情報発信	先進事例検索システム	○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 ○視認性・操作性が向上するよう3月にホームページをリニューアル 【実績】掲載事例：1,364件（新たに地域活性化に関する事例を含め326件追加） アクセス数：6,234件（1か月当たり693件） ※リニューアルのため、1～3月の件数は含んでいない
	財政分析チャート「New Octagon」	○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】人件費・元金償還に関する分析ツールを開発し、令和4年3月にリリース アクセス数：19,043件（1か月当たり1,587件）
	その他の情報発信	○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで開設 ○ホームページで金融データ及び経済指標データ等を提供 ○各種研修会で使用したテキストをホームページで公開し、広く提供

令和3年度地方支援業務の実績(2)

事業		内容
人材育成・実務支援	経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、個別市区町村等へアドバイザーを派遣 【実績】 支援件数：464件 (課題対応アドバイス事業289件、課題達成支援事業134件、啓発・研修事業41件) 派遣実施回数：1,449回 ※ 啓発・研修事業の支援件数は、支援決定を行った都道府県の数。
	eラーニング	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応とともに、遠隔地の小規模な地方公共団体に広く効果が及ぶよう、eラーニングのシステムを構築し、研修コンテンツを提供 【実績】 開講コース数：9コース のべ申込者数：3,408人 うちeラーニング独自コンテンツ：地方財政制度（初級編）363人 自治体職員のための簿記・公会計（導入編）528人
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の推進、公共施設の適正管理、地方公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】 地方財政セミナー354人（eラーニング）、地方公営企業セミナー 278人（eラーニング）
	行財政研修会東京セミナー	○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「コロナ禍と自治体経営」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】 集合形式、動画配信（ライブ、オンデマンド）
	資金調達入門研修	○初めて資金調達に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】 1,591人（動画配信（オンデマンド））、350人（eラーニング）
	資金運用入門研修	○初めて資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】 717人（eラーニング）
	宿泊型研修	○資金調達・運用担当者のための専門的な研修を短期集中的に開催 ・7月 市町村職員中央研修所（2泊3日） 中止 ・9月 全国市町村国際文化研修所（3泊4日） 中止
	出前講座	○地方公共団体の要望に応じ資金調達など財政運営の健全化に資する講義を全国で実施 ○新たな講座メニューの新設及び講義内容の拡充 【実績】 20件（講師派遣2件、Web会議システム18件）
	実務支援	○地方公共団体個別の課題解決に向け助言 【実績】 51件（講師派遣2件、Web会議システム9件、電話・メール40件）

令和3年度 地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和3年度の**経常利益は1,103億円**で、前年度に比べ、79億円の減少(▲6.7%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を126億円上回ったこと等が要因
- ◇ **当期純利益は322億円**で、前年度に比べ、48億円の増加(+17.8%)。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科 目	R3決算(A)	R2決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,358億円	2,599億円	▲240億円
貸 付 金 利 息	2,214億円	2,498億円	▲284億円
そ の 他	144億円	100億円	44億円
経 常 費 用	1,255億円	1,416億円	▲161億円
債 券 利 息	1,182億円	1,340億円	▲158億円
そ の 他	73億円	76億円	▲2億円
経 常 利 益	1,103億円	1,182億円	▲79億円
特 別 利 益	436億円	644億円	▲207億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	400億円	600億円	▲200億円
利差補てん積立金取崩額	36億円	44億円	▲7億円
特 別 損 失	1,217億円	1,553億円	▲335億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	817億円	953億円	▲135億円
国 庫 納 付 金	400億円	600億円	▲200億円
当 期 純 利 益	322億円	273億円	48億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和3年度の**経常利益は322億円**で、前年度に比べ、48億円の増加(+17.8%)。健全化基金受入額が前年度より46億円増加したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は322億円**で、前年度に比べ、48億円の増加(+17.8%)

科 目	R3決算(A)	R2決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,245億円	1,270億円	▲25億円
貸 付 金 利 息	1,097億円	1,166億円	▲69億円
健 全 化 基 金 受 入 額	136億円	90億円	46億円
そ の 他	10億円	12億円	▲1億円
経 常 費 用	922億円	996億円	▲73億円
債 券 利 息	804億円	866億円	▲62億円
借 入 金 利 息	5億円	5億円	0億円
そ の 他 業 務 費 用	28億円	36億円	▲7億円
営 業 経 費	33億円	30億円	2億円
基 金 管 理 勘 定 繰 出 金	48億円	56億円	▲7億円
そ の 他	2億円	1億円	0億円
経 常 利 益	322億円	273億円	48億円
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	322億円	273億円	48億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和3年度の**経常利益は780億円**で、前年度に比べ、128億円の減少(▲14.1%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を118億円上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和3年度の当期純利益はゼロ

科 目	R3決算(A)	R2決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,166億円	1,389億円	▲222億円
貸 付 金 利 息	1,117億円	1,331億円	▲214億円
基 金 一 般 勘 定 繰 入 金	48億円	56億円	▲7億円
そ の 他	0億円	1億円	▲0億円
経 常 費 用	385億円	480億円	▲94億円
債 券 利 息	377億円	474億円	▲96億円
そ の 他	7億円	6億円	1億円
経 常 利 益	780億円	908億円	▲128億円
特 別 利 益	436億円	644億円	▲207億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	400億円	600億円	▲200億円
利差補てん積立金取崩額	36億円	44億円	▲7億円
特 別 損 失	1,217億円	1,553億円	▲335億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	817億円	953億円	▲135億円
国 庫 納 付 金	400億円	600億円	▲200億円
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [機構全体]

- ◇ 令和3年度末現在の**資産総額は24兆8,348億円**で、前年度末に比べ、227億円の減少(▲0.1%)
- ◇ 貸付金が4,064億円、有価証券が3,270億円増加した一方で、現金預け金が7,529億円減少したこと等が要因

科 目	令和3年度末現在(A) (R4.3.31)	令和2年度末現在(B) (R3.3.31)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	23兆5,508億円	23兆1,443億円	4,064億円
有 価 証 券	9,200億円	5,930億円	3,270億円
現 金 預 け 金	3,534億円	1兆1,064億円	▲7,529億円
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	8億円	32億円	▲24億円
そ の 他 資 産	61億円	69億円	▲7億円
有 形 固 定 資 産	25億円	26億円	▲0億円
無 形 固 定 資 産	9億円	9億円	0億円
合 計	24兆8,348億円	24兆8,576億円	▲227億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和3年度末現在の一般勘定における資産総額は19兆8,926億円で、前年度末に比べ、8,531億円の増加(+4.5%)
- ◇ 令和3年度末現在の管理勘定における資産総額は5兆5,422億円で、前年度末に比べ、8,766億円の減少(▲13.7%)

	科 目	令和3年度末現在(A) (R4.3.31)	令和2年度末現在(B) (R3.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	18兆6,115億円	17兆3,297億円	12,817億円
	有 価 証 券	9,200億円	5,930億円	3,270億円
	現 金 預 け 金	3,534億円	1兆1,064億円	▲7,529億円
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	8億円	32億円	▲24億円
	そ の 他 資 産	32億円	33億円	▲1億円
	有 形 固 定 資 産	25億円	26億円	▲0億円
	無 形 固 定 資 産	9億円	9億円	0億円
	合 計	19兆8,926億円	19兆394億円	8,531億円
管 理 勘 定	貸 付 金	4兆9,393億円	5兆8,145億円	▲8,752億円
	そ の 他 資 産	29億円	35億円	▲6億円
	一 般 勘 定 貸	6,000億円	6,008億円	▲7億円
	合 計	5兆5,422億円	6兆4,189億円	▲8,766億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和3年度末現在の**負債総額は24兆4,667億円**で、前年度末に比べ、502億円の減少(▲0.2%)
- ◇ 負債の大半を占める債券は前年度末に比べ、3,077億円の減少。当期償還額が発行額を上回ったこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、400億円の国庫納付を行った一方で、借換益等817億円を繰り入れた結果、前年度末に比べ、417億円の増加

科 目	令和3年度末現在(A) (R4.3.31)	令和2年度末現在(B) (R3.3.31)	増 減((A)-(B))
債 券	20兆1,030億円	20兆4,107億円	▲3,077億円
借 入 金	3,995億円	2,940億円	1,055億円
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,474億円	334億円	1,139億円
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,202億円	9,202億円	—
金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	6,826億円	6,409億円	417億円
利 差 補 て ん 積 立 金	90億円	127億円	▲36億円
そ の 他	47億円	48億円	▲0億円
合 計	24兆4,667億円	24兆5,169億円	▲502億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和3年度末現在の一般勘定における負債総額は19兆5,823億円で、前年度末に比べ、8,256億円の増加(+4.4%)
- ◇ 令和3年度末現在の管理勘定における負債総額は5兆4,844億円、前年度末に比べ、8,766億円の減少(▲13.8%)

	科 目	令和3年度末現在(A) (R4.3.31)	令和2年度末現在(B) (R3.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	15兆3,131億円	14兆7,061億円	6,069億円
	借 入 金	3,995億円	2,940億円	1,055億円
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,474億円	334億円	1,139億円
	地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,202億円	9,202億円	—
	金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管 理 勘 定 借	6,000億円	6,008億円	▲7億円
	そ の 他	19億円	19億円	0億円
	合 計	19兆5,823億円	18兆7,566億円	8,256億円
管 理 勘 定	債 券	4兆7,899億円	5兆7,046億円	▲9,147億円
	公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	6,826億円	6,409億円	417億円
	利 差 補 て ん 積 立 金	90億円	127億円	▲36億円
	そ の 他 負 債	28億円	28億円	▲0億円
	合 計	5兆4,844億円	6兆3,611億円	▲8,766億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

- ◇ 令和3年度末現在の純資産総額は3,681億円で、前年度末に比べ、274億円の増加(+8.1%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から47億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益322億円を積立金として計上したことが要因

科 目	令和3年度末現在(A) (R4.3.31)	令和2年度末現在(B) (R3.3.31)	増 減((A)-(B))
地 方 公 共 団 体 出 資 金	166億円	166億円	—
一 般 勘 定 積 立 金	2,980億円	2,657億円	322億円
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	578億円	578億円	—
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	▲43億円	4億円	▲47億円 うち金利スワップ期中解約分 ▲45億円 うち繰延ヘッジ取崩分 ▲2億円
合 計	3,681億円	3,406億円	274億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考)

(単位: 億円)

令和3年度決算における主要勘定の状況

【貸付金】

前 残 ①	期 末 高	貸 付 額 ②	回 収 額 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
231, 443		22, 513	18, 449	235, 508

【債券】

前 残 ①	期 末 高	発 行 額 ②	償 還 額 等 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
204, 107		20, 364	23, 441	201, 030

【地方公共団体健全化基金】

前 残 ①	期 末 高	納 付 金 ②	基 運 用 益 ③	利 下 げ 補 て ん 所 要 額 ④	一 般 勘 定 自 己 財 源 充 当 額 ⑤	期 末 残 高 ① + ② + ③ -(④ - ⑤)
9, 202		136	65	233	30	9, 202

【利差補てん積立金】

前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	期 末 残 高 ① - ②
127		36	90

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前 残 ①	期 末 高	国 庫 納 付 ②	公 庫 貸 付 に 係 る 利 下 げ 所 要 額 ③	債 券 借 換 益 ④	期 末 残 高 ① + ② + ③ + ④
金 利 変 動 準 備 金		22, 000	—	—	— (注)	22, 000
公庫債権金利変動準備金		6, 409	▲400	48	769	6, 826

(注) 一般勘定においても債券借換益は401億円発生しているものの、関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1, 000分の100)を前期末残高が超えているため、積立てを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和 3 年度

内 部 統 制 報 告 書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和4年5月27日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和4年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和4年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以 上

第37回経営審議委員会意見書(R4. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況
貸付け	長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、地方単独事業のうち政策的に対応する必要性が高い防災・減災対策や公共施設等の適正管理対策、住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である辺地・過疎対策等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付けを的確に行うこと。	貸付けについては、社会インフラの整備・更新に加え、喫緊の課題である緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業や、住民生活に密着した公営企業等への貸付けのほか、過疎対策など地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。 また、臨時財政対策債の貸付けを行うとともに、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地方税の大幅な減収等に対応するための地方公共団体の資金繰り対策として、特別減収対策企業債及び減収補填債の貸付けを行った。 令和4年度地方債計画においては、新たに辺地対策事業が貸付対象とされたほか、公共施設等適正管理推進事業債における機構資金が倍増されており、今後とも、こうした地方のニーズに応じた貸付けを的確に行って参りたい。
資金調達	新型コロナウイルス感染症対応に係る各国の財政政策、各国中央銀行の金融緩和政策の動向などによる市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、低コストで安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。グリーンボンドに関しては、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。	資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。 国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。(新型コロナウイルス感染症、欧米諸国を中心に加速する金融正常化に向けた動き及びウクライナ情勢に係る地政学リスクによる影響が不透明な市場環境の中においても、4月・5月発行の定例債(10年・20年・30年)については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計860億円を発行した。) 国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えている。 引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努めて参りたい。 また、グリーンボンドに関しては、昨年度に引き続き、貸付けを行った地方公共団体の協力を得て、年内にレポートを公表する予定であり、こうした情報発信の取組を継続することで、地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図って参りたい。
地方支援	地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、特に市町村を中心とした公営企業会計の適用や地方公会計制度の活用等の経営・財務マネジメントの強化について、総務省及び都道府県と連携して、積極的かつきめ細かく支援すること。また、大学等の専門機関と相互の強みを活かして連携を図りつつ、国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究に総合的かつ中長期的に取り組むとともに、その成果を広く発信すること。更に、小規模市町村に対する支援の強化や、今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大への対応といった観点からも、eラーニングやWeb会議システムの活用、インターネットによる情報提供の強化等のデジタル化に引き続き積極的に取り組むこと。	地方公共団体を取り巻く環境や政策ニーズについては、セミナー、各種研修会、地方財務状況調査、出前講座、実務支援などの様々な機会を利用して、よりの確な把握に努めている。 特に重要な課題である市町村を中心とした地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援については、総務省との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」により、個別団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣し、丁寧できめ細かい支援を実施している。 国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むほか、諸外国の地方財政制度、地域金融、地方財政等に関する調査研究に、国や専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組んでいる。得られた知見や先進事例等の成果については、フォーラム等の開催やホームページなどの各種広報媒体等を活用して発信し、地方公共団体へ還元している。 デジタル化については、セミナーや研修等に関するeラーニングの活用、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用などに積極的に取り組んでいる。 以上の地方支援業務の取組を通じ、引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保のために必要な支援を充実・強化して参りたい。
予算編成等	公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであること、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。	これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。 また、公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額2,300億円を帰属させること、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保について、旧資金運用部資金の同繰上償還の実績に応じた額を帰属させることは、機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めて参りたい。

令和3年度末貸付債権残高の状況

1 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の分類

- 財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.03%
- 貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体
- (前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和2年度末 貸付残高	割合	団体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	64	0.03%	1	72	0.03%	0	7	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,166	231,222	99.97%	2,163	235,326	99.97%	-3	4,104	0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,167	231,286	100.00%	2,164	235,399	100.00%	-3	4,112	

2 地方公営企業への貸付残高の分類

- 貸付残高を有する経営健全化企業は1企業該当あり
- (前年度該当なしから1企業増)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和2年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	1	765	0.62%	1	765	0.62%
健全企業	4,659	125,481	100.00%	4,485	121,731	99.38%	-174	-3,749	-0.62%
合計	4,659	125,481	100.00%	4,486	122,497	100.00%	-173	-2,984	

(注)・事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
・令和2年度末貸付残高及び令和3年度末貸付残高は、1の内数である。

3 地方道路公社への貸付残高の分類

- 要注意先は3公社該当あり
- (前年度該当なしから3公社増)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和2年度末 貸付残高	割合	公社数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	0	0	0.00%	3	26	24.63%	3	26	24.63%
正常先	13	157	100.00%	8	82	75.37%	-5	-74	-24.63%
合計	13	157	100.00%	11	109	100.00%	-2	-48	

■ 地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和3年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
機構には該当なし	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 (要管理先に相当 2)		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0	破綻先債権 0 延滞債権 0 3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(3公社) (要管理先以外に相当 2) 2,686 (0.01%) 正常先(8公社) 8,220 (0.03%)	地方道路公社(11公社) 10,906 (0.05%) 地方公共団体 (非区分 3) 23,545,992 (99.95%)	全債権 非分類(3) 23,556,898	全債権 正常債権 23,556,898
総計 23,556,898				

(注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和2年度決算の数値を用いて区分している。

3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。

4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

【参考】

1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。

3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

令和3年度 貸付予定又は機構債権残高を有する 団体・公営企業の財務審査結果

1 基本方針

令和3年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため、必要な財務審査を実施した。

2 財務審査の実施方法

- 令和2年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和2年度末に機構債権残高を有する先及び令和3年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- 令和2年度決算では1団体・1企業が財務審査対象（前年度は1団体）。

<財務審査対象一覧>

（単位：億円）

区分	団体名・公営企業名	令和2年度末 貸付残高	令和3年度 借入申込	令和3年度末 貸付残高
財政再生団体（1）	北海道夕張市	64	有	72
財政健全化団体	—	—	—	—
経営健全化企業（1）	京都府京都市（高速 鉄道事業）	836	有	765

財務審査の実施方法

【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を確認。

【財務審査】

調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問

相手方：市 町 村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県） 当該団体

政令指定都市＝当該団体

財務審査結果<概況>

- 財務審査対象先の財政再生計画は総じて順調に進捗しており、また、新規対象となった公営企業についても経営健全化計画を策定し、資金不足解消に向けた取組を進めることとしていることから、令和3年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

以上

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(令和4年度)

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和3年度の実績

◆令和3年度においては、約460件について支援を行い、1,400回を超える派遣を実施。

(1) 支援件数・派遣実施回数・対応したアドバイザー

支援の方法	支援件数					派遣 実施回数	対応した アドバイザー
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画		
課題対応 アドバイス事業	289件	116件	33件	58件	82件	935回	144人
課題達成支援事業	134件	82件	7件	15件	30件	400回	81人
啓発・研修事業	※1 41件	—	—	—	—	114回	52人
計	<u>464件</u>	—	—	—	—	<u>1,449回</u>	※2 <u>185人</u>

※1 啓発・研修事業の支援件数は、支援決定を行った都道府県の数。

※2 複数事業に派遣されているアドバイザーがいるため、計は合わない。

(2) 派遣形式

対面・集合	オンライン
995回 (69%)	454回 (31%)

(3) 謝金・旅費支払額

謝金	旅費	合計
115百万円	17百万円	約 <u>133百万円</u>

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和4年度の状況

- ◆総務省と当機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和4年度の第1次募集を行い、4月末に延べ約350団体への支援を決定。
- ◆順次アドバイザーの派遣を進めるとともに、引き続き、第2次・第3次の募集・支援決定を行う。

●募集期間

第1次募集期間 2月28日（月）～3月25日（金）

（参考）

第2次募集・・・募集期間：5月19日（木）～6月17日（金）、支援決定：7月中旬

第3次募集・・・募集開始：7月下旬、支援決定：9月下旬

●【第1次募集分】支援件数・派遣回数（予定）

支援の方法	支援件数					派遣回数 （予定）
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	
課題対応 アドバイス事業	214件	111件	18件	31件	54件	979回
課題達成支援事業	103件	29件	28件	18件	28件	335回
啓発・研修事業	※ 30件	—	—	—	—	183回
計	<u>347件</u>	—	—	—	—	<u>1,497回</u>

※ 啓発・研修事業の支援件数は、支援決定を行った都道府県の数。

eラーニングについて

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、令和3年度にeラーニングシステムを構築。集合研修における講義等を配信するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計等に関する研修コンテンツを開発・配信。

eラーニングシステムの概要

- 手続きはすべてWeb上で実施
- 受講料は無料
- 受講者ごとに必要な講義を選択可能(複数可)
- 確認テスト・アンケート機能あり
- 修了証書の発行、管理者による受講管理が可能(団体内の職員研修の一環としても活用できる)

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

マイレーム 目次 コース情報 学習成績 ガイダンス

資金運用のリスクと管理 (実践編)

資金運用のリスクと管理 (実践編)
チャプター1 預金のリスクと管理 (1)

2. 預金保険制度①

○預金保険制度へ金融機関が破綻した場合、預金者の預金などを保護するための保険制度

■保険料率は機関の運営委員会にて決定
(利用と金融庁長官の審判あり)

■保険事故がなければ、保険料の一部が金融機関に返還されることもある

保険料率の推移

年度	決算期前年度	一般預金等
H27・28年度	0.024%	0.041%
H29年度	0.040%	0.030%
H30年度	0.040%	0.033%
H31・R1年度	0.040%	0.032%
R2年度	0.040%	0.031%

【参考】預金保険制度

3. 金融危機後 (H14年) の総務省通知

【参考】銀行の預金の相殺規定の例

Point

- ・動画とテキストが連動
- ・チャプター機能を活用して視聴したいページへ簡単に移動
- ・必要なところを繰り返し視聴可能

令和3年度の実績

- eラーニングシステムを構築の上、6月から受講申込みを受け付け、7月以降、準備できたコースから順次開講。5回にわたり計9コースを配信。
- コロナ禍で中止した集合研修をコンテンツ化して配信したほか、eラーニング用に独自に開発した「簿記・公会計(導入編)」及び「地方財政制度(初級編)」に関するコンテンツを配信。
- 申込者は全コースの合計で約3,400人。小規模団体や島嶼部からの申込みもあった。

令和4年度の実施内容

受講者の御意見などを踏まえ、以下のとおり改善・充実を図りつつ、実施していく。

(1) 利便性の向上

- ・4月1日から随時受付を開始
- ・申込みの翌日から受講可能
- ・講義ごとに受講可能

(2) コンテンツの充実

- ・基礎的な講義を中心に年度初めから配信
- ・令和4年度集合研修での講義をコンテンツ化するとともに、引き続き「簿記・公会計」などに関する新たなコンテンツを開発・配信
- ・先進自治体の取組など過去に配信した講義の一部はいつでも視聴できるようアーカイブ化

財政分析チャート「New Octagon」について

- 市町村の職員等が、自団体の財政状況を簡単に分析できるツール。
- 各団体の主要経費（人件費、扶助費等）や基金残高など8つの項目について、標準財政規模に対する割合を偏差値化し、これをチャートに表示することで、他団体と比較した財政状況の特徴や課題を視覚的に把握可能。

ご利用方法

① 団体と年度を選択

- **団体を選択**（6団体まで選択可）

「都道府県の選択」「市町村名の入力」「市町村コードの入力」のいずれかにより団体を選択します。さらに詳しい条件として「類型区分の選択」「標準財政規模の範囲指定」により団体を絞り込むこともできます。 ※条件を組み合わせることもできます。

- **年度を選択**（6年度まで選択可）

平成20年度～令和2年度の中から年度を選択します。 ※今後も毎年度新規決算を追加します。

② レーダーチャートが完成、これを基に課題を発見

財調・減債基金残高は、チャートが外に広がるほど標準財政規模に対する割合が平均より高いことを指し、それ以外の項目は、外に広がるほど割合が平均より低いことを指します。



レーダーチャートの見方

- ① A市は、X年度の人件費の偏差値がX-1年度より低い（**経年比較**）
→ X年度は人件費が多かったのだろうか？
→ 退職者が多かったのだろうか？
→ 今後の人件費の見込みはどうだろうか？
- ② B市はA市より元金償還の偏差値が低い（**団体比較**）
→ B市はA市より元金償還が多いのだろうか？
→ 地方債残高はほぼ同じなので、B市は償還ペースが早いのだろうか？

「New Octagon」分析ツールをリリースしました！（令和4年3月）New!

分析ツールとは？

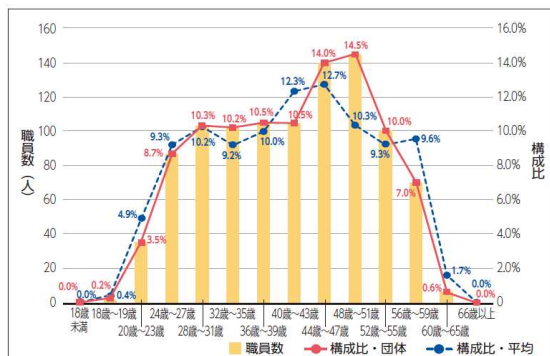
- 自団体の財政状況をより詳しく把握するために、「New Octagon」で表示される8項目に関連する事項の分析を行うことができるツール。
- 「New Octagon」と同様に、団体と年度を選択するだけで分析可能。

分析項目

初回は「人件費」と「元金償還」の2項目に関する分析ツールをリリース。 ※今後も分析項目を追加予定

① 年齢別職員数【人件費】

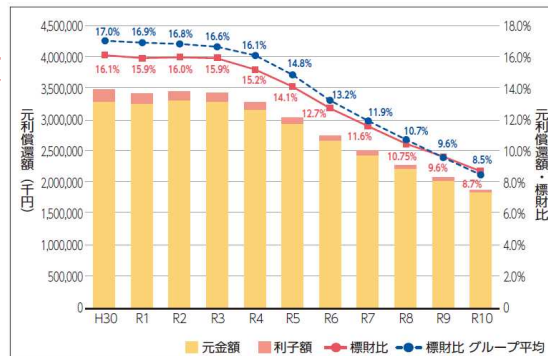
団体の職員数を年齢区別に表示し、全体における各年齢区分の構成比を都市・町村別に平均と比較することができます。



※グラフはイメージ

② 年度別地方債償還額【元金償還】

団体の向こう10年間の元利償還金を年度別に表示し、都市・町村別に平均と比較することができます。



※グラフはイメージ

少人数からOK

講師旅費・謝金不要

「New Octagon」を使った財政分析に関する「出前講座」、各自治体へ出向いて実施中！

役員報酬の改定について

令和 3 年人事院勧告の内容を基本とし、出資者である地方公共団体の動向を踏まえ、期末手当の支給月数を 0.10 月引下げ（令和 4 年 6 月賞与から適用）。